

【例文4－2】

雇止め理由証明書の交付を求める通知書

ポイント

- ・有期労働契約書に記載されている更新の有無・更新の判断基準を確認しておきます。
(自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はない 等)
- ・反復して更新されて実質的に無期労働契約と同様の状況になっている場合や、契約更新を期待することが合理的と認められる場合(更新回数、使用者の言動、他の労働者の状況、仕事の恒常性など)、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない雇止めは無効とされます(労働契約法第19条)。
- ・労働基準法第14条第2項に基づき策定された「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」により、使用者は、3回以上更新している有期労働契約又は1年を超えて継続勤務している者に係る有期労働契約を更新しない場合は、あらかじめその契約を更新しない旨が明示されている場合を除いて、少なくとも契約期間が満了する日の30日前までに、雇止めの予告をしなければならないことになっています。
- ・使用者は、上記の雇止めの予告後に労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならないとされています。雇止めの後に労働者から請求された場合も同様です。また、雇止めの理由は、契約期間満了とは別の理由とすることが必要とされます。
- ・したがって、契約書等に契約を更新しない旨が明示されていないのに、雇止めをされた場合は、その有効性の検討等をするため、まずは根拠を示した上で、雇止め理由証明書の交付を求め、雇止めの実質的な理由を確認することが重要と思われます。

例文

雇 止 め 理 由 証 明 請 求 書

私 は、元号〇年〇月〇日、貴社の××課長から、元号〇年〇月〇日の契約期間満了のため、契約を更新しないと言われ、満了した。私は、職務命令に対する違反行為も無断欠勤を行なったこともなく、勤務態度も良好でありません。労働基準法第14条第2項に基づき「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」により、使用者は、雇止めの予告を求めなければならない場合は、遅滞なくこれを交付しなければならず、契約期間満了とは別の理由とする必要とされません。この規定に基づき雇止めの理由を、明記した雇止め理由証書を請求するよう送付し、元号〇年〇月〇日までに到着するよう送付いたします。

元号〇年〇月〇日
高知県〇〇市□□町□□番地
高知県△△市△△町△番地
△△株式会社
代表取締役 △△△△様